

# 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出の手引き

## 目次

1. 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出について	
1) 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出全般にかかる注意事項	…2
2) 事務所の形態について	…2
3) 専任の宅地建物取引士について	…3
4) 政令で定める使用人について	…4
5) 欠格要件について	…4
6) 変更届出にかかる特例	…5
2. 「変更届出」に必要な書類一覧（とじ順）	…6
3. 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書作成について（記入例等）	
1) 第一～四面	
〔第1面〕	
①届出者欄	…7
②届出時の免許番号	…7
③商号又は名称	…7
④代表者又は個人に関する事項	…7
〔第2面〕	
①上段の届出時の免許番号	…8
②役員に関する事項（法人の場合）	…8
〔第3面〕	
①上段の届出時の免許番号・事務所欄	…9
②事務所に関する事項	…9
③政令第2条の2で定める使用人に関する事項	…9
〔第4面〕	
①上段の届出時の免許番号・事務所欄	…10
②専任宅地建物取引士に関する事項	…10
2) 添付書類(2) 誓約書	…10
3) 添付書類(3) 専任の宅地建物取引士設置証明書	…10
4) 添付書類(6) 略歴書	…11
5) 身分証明書	…11
6) 登記されていないことの証明書	…11
7) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	…11
8) 事務所の案内図	…11
9) 添付書類(5) 事務所を使用する権原に関する書面	…12
10) 事務所の写真	…13
11) その他の添付書類	…13
12) 「免許権者・登録権者」「役員」のコード一覧	…14
13) 「埼玉県の市区町村コード」「東京都の市区町村コード」の一覧	…15
4. 電子申請（ID/PW方式）の対応	…16

埼玉県都市整備部建築安全課宅建業免許担当（平成28年1月改訂）

注： 文中の「法」は宅地建物取引業法、「令」は宅地建物取引業法施行令、「規則」は宅地建物取引業法施行規則、細則は埼玉県宅地建物取引業法施行施行細則を指す。

# 1. 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出について

## 1) 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出全般にかかる注意事項

- 届出期間：**変更が生じてから30日以内【法§9】**
- **専任の宅地建物取引士が不足した場合は2週間以内に必要な措置をとる必要があります。【法§15③】**
- 郵送での届出可です。なお、電話番号の変更は、ご連絡をいただくだけで構いません。
- 免許証の書換えを伴う場合、後日新しい免許証を交付します。
- 手数料はかかりません。
- 官公庁発行の書類の原本還付が必要な場合は、原本を窓口に提示し、かつ、コピーを申請書に添付してください。原本確認後、原本を返却します。

## 2) 事務所の形態について

事務所は**継続的に業務を行うことができる施設で、かつ独立性が保たれている**必要があります。

また、登記できないような**簡易建築物を事務所とする申請は不可**です。

- ※ マンション等の場合、居住専用（事務所等の使用不可）として分譲、賃貸されているものがあります。あらかじめ契約書等を十分確認してから申請してください。

**[注意]** 法人の場合、登記簿謄本に記載のある本店が法上の本店となります。本店を移さずに、本店以外の場所で宅地建物取引業を営みたい場合は、本店と従たる事務所の2つの事務所を設置する必要があります。

**[注意]** 電話については、申請業者専用の固定電話が必要です。

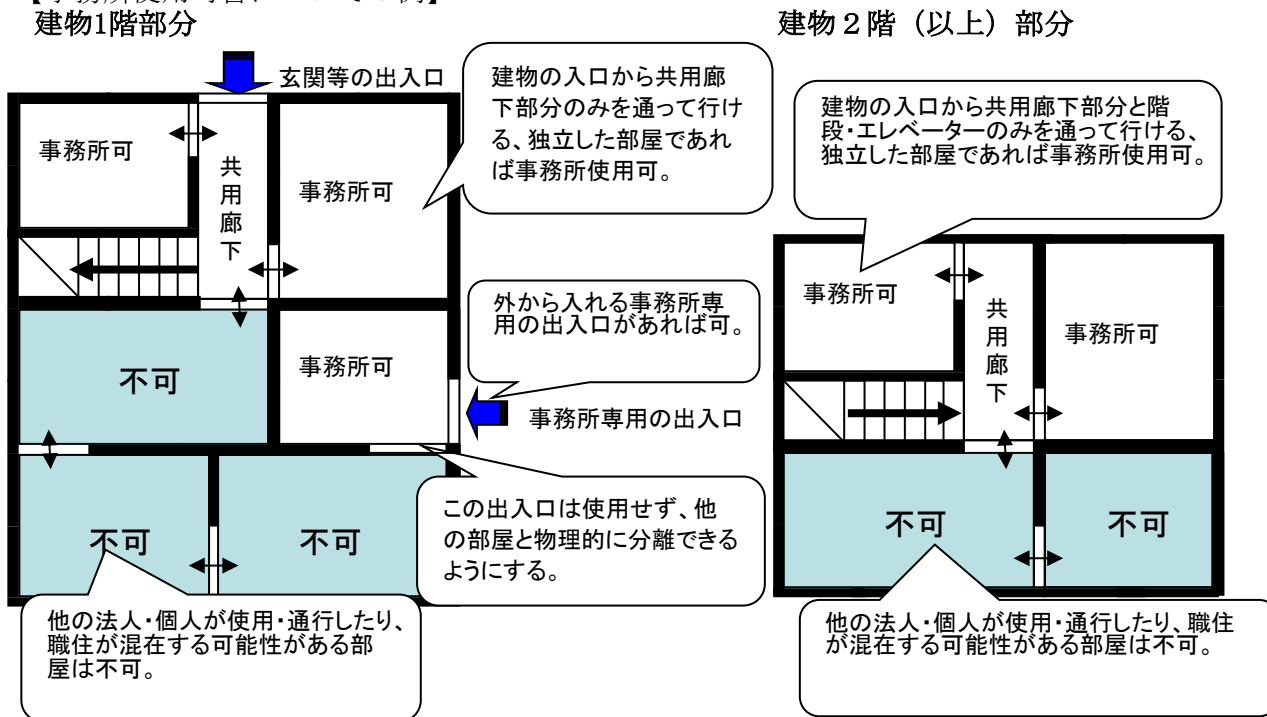
### ◇一般の戸建て住宅の一部を事務所とする場合に留意する事項

- ・ 他の部屋とは壁等で間仕切りされて、内部が事務所としての形態を整えており、事務所としてのみ使用していること。  
(事務所の機能を有する場所を通らないと居住部分に入れない場合、または居住部分を通らないと事務所の機能を有する場所に入れない場合は、独立性が保てないため不可)

### ◇同一フロアに他の法人等と同居している場合に留意する事項

- ・ 他の法人等と、各々出入口が別にあること。
- ・ 他の法人等と、各々相互に独立しており、他の法人等の事務所内を通らず行き来できること。
- ・ 他の法人等とは、パーティション等の**固定式**間仕切りで仕切られていること。固定式間仕切りは、反対側が見えないように、ある程度の高さ(180cm以上)があるものを使用すること。

【事務所使用可否についての例】



### 3) 専任の宅地建物取引士について

専任の宅地建物取引士は、一つの事務所において業務に従事する者5名につき1名以上の割合で設置しなければなりません。(法第31条の3第1項及び宅地建物取引業法施行規則(以下「規則」という。)第15条の5の3)

#### 1. 専任宅地建物取引士の「専任性」

「専任」とは、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。）して、専ら宅地建物取引業に従事する状態をいいます。

したがって、勤務時間が会社の営業時間より短い**非常勤・パート**の職員については常勤性の問題から、また**他の法人等の業務を兼務している職員**は専任性の問題から、「**専任**」とは認められません。

**[注意]** 専任の宅地建物取引士に就任する方は、免許更新申請を提出する時点で、申請する業者以外には、どこにも従事していない必要があります。

#### 2. 他の職業を兼務している場合の「専任性」の認否の具体例

##### ① 申請者が法人で同一法人内で他の業務を兼務する場合

申請者(法人)として行っている業務	専任の宅地建物取引士が兼務する業務	専任性の認否	備考
建築士事務所	管理建築士	△	建築士法で専任の宅地建物取引士の兼任を認めることが前提
建設業	専任技術者	△	建設業法で専任の宅地建物取引士の兼任を認めることが前提
	主任技術者	△	建設業法で専任の宅地建物取引士の兼任を認めることが前提
その他(宅建業と同一事務所で行う業務)	(例)不動産賃貸業の受付等	○	兼業部門について代替要員が確保されるなど、常時宅建業を優先して勤務できる体制にあることが前提
その他(宅建業と別の事務所で行う業務)	(例)飲食業の接客等	×	勤務する事務所の場所が異なるため、専任性は認められない

※申請者(法人)として兼業できない業種がありますので、事前に確認してください。(例：行政書士法人)

##### ② 申請者が法人で別法人もしくは個人事業として他の業務を兼務する場合

申請者(法人)以外に所属する組織	専任の宅地建物取引士が兼務する業務	専任性の認否	備考
別法人	代表者	△	非常勤の代表者の場合のみ
	役員	△	非常勤の役員の場合のみ
	従業者	×	—
個人事業	個人事業主	×	該当する業種例：行政書士、司法書士、税理士等
	従業者	×	—

##### ③ 申請者が個人で同一個人事業内で他の業務を兼務する場合

申請者(個人)として行っている業務	専任の宅地建物取引士が兼務する業務	専任性の認否	備考
宅建業と同一事務所	行政書士等の士業	○	士業関連法令で専任の宅地建物取引士の兼務を認めることが前提
	小売・飲食業等	○	兼業部門について代替要員が確保されるなど、常時宅建業を優先して勤務できる体制にあることが前提
宅建業と別の事務所	行政書士等の士業	×	勤務する事務所の場所が異なるため、専任性は認められない
	小売・飲食業等	×	勤務する事務所の場所が異なるため、専任性は認められない

##### ④ 申請者が個人で法人もしくは別個人事業として他の業務を兼務する場合

申請者(個人)以外に所属する組織	専任の宅地建物取引士が兼務する業務	専任性の認否	備考
法人	代表者	△	非常勤の代表者の場合のみ
	役員	△	非常勤の役員の場合のみ
	従業者	×	—
別個人事業	従業者	×	—

上記の表に係る注意事項

○：宅建業の事務所と同居する場合のみ専任性を認めます。同居とは、同一建物内の同一フロア内にあることです。例えば、同一建物内であっても、フロアが異なる場合は「別居」として扱います。

△：申請者(法人)内で兼務する場合(上記表①)は、宅建業の事務所と同居する場合のみ認めます。

他の法人に勤務する場合(上記表②④)は、その法人での勤務が非常勤である場合のみ専任性を認めます。(証明書類の添付を求めることがあります)

×：勤務する職業の勤務形態に関わらず専任性は認めません。

#### 3. 業務に従事する者の範囲

代表者、役員（非常勤を除く）及び**宅建業に従事するすべての従業員**（受付・秘書・運転手等の業務に従事する者も含まれる。）が含まれます。

#### 4) 政令で定める使用人について

政令で定める使用人は、**各事務所の代表者で契約締結権限等を有する者（支店における店長又は支配人に相当）**です。代表者が非常勤等の理由で主たる事務所に常勤できない場合の本店や、代表者が常勤できない支店等においては政令で定める使用人を設置する必要があります。（法第4条第1項第2号、第3号及び、宅地建物取引業法施行令（以下「令」という。）第2条の2）

#### 5) 欠格要件について

免許を受けるには、一定の要件があります。欠格要件に該当していないか充分調査してから申請してください。（欠格要件とは**法第5条第1項各号に該当した場合のこと**です。）

また、**不正の手段により免許を受けた場合は、法第6条第1項第8号の規定により免許は取消しとなります。（取消されてから5年間は免許を受けられません。）**

区分	主たる欠格事由	条 項 法第5条第1項	申請者		役員 〔注1〕	政令で定める 使用人
			法人	個人		
5年 間 免 許 を 受 け ら れ な い 場 合	免許不正取得、情状が特に重い不正又は著しく不当な行為、業務停止処分違反をして免許を取消された場合	第2号, 第6号 ～第8号	×	×	×	×
	免許不正取得、情状が特に重い不正又は著しく不当な行為、業務停止処分違反をしたとして聴聞の公示をされた後、廃業等の届出を行った場合	第2号の2, 第2号の3, 第6号～第8号	×	×	×	×
	禁錮以上の刑又は宅地建物取引業法違反等により罰金の刑に処せられた場合 〔注2〕	第3号, 第3号の2, 第6号～第8号	×	×	×	×
	暴力団員でなくなった日から5年を経過していない場合	第3号の3	×	×	×	×
	免許申請前5年以内に宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をした場合	第4号, 第6号 ～第8号	×	×	×	×
成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を受けていない場合	第1号, 第6号 ～第8号	×	×	×	×	
宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな場合	第5号, 第6号 ～第8号	×	×	×	×	
暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配している場合	第3号の3, 第8号の2	×	×	×	×	
事務所に専任の宅地建物取引士を設置していない場合	第9号	×	×	-	-	

※ ×印に該当するときは免許できません。

〔注1〕 「役員」には役名に関わらず法人に対して業務を執行する権限を有する者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。

〔注2〕 執行猶予の場合は執行猶予の言い渡しを取り消されることなく、猶予期間が経過した翌日から、他の欠格要件に該当しない限り、申請が可能となります。

#### 《法第5条第1項第3号より抜粋》

禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

#### 《法第5条第1項第3号の2より抜粋》

宅地建物取引業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第18条第1項第5号の2及び第52条第7号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（傷害助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

#### 《法第5条第1項第3号の3より抜粋》

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

※ 届出書、添付書類の中に**重要な事項についての記載が欠けている場合、虚偽の記載がある場合、上記の欠格要件に該当する場合は行政処分の対象となる場足がある**のでご注意ください。

## 6) 変更届出にかかる特例

埼玉県知事免許の方で、次の表で掲げる場合のみ、添付書類のうち略歴書・身分証明書・登記されていないことの証明書の3点は省略可能とします。

■ 役員等・専任の宅地建物取引士・政令で定める使用人の変更のうち次に掲げるもの

		変 更 後 の 役 職				
		代表取締役	取締役	監査役等その他の役員	専任の宅地建物取引士	政令で定める使用人
変更前の役職	代表取締役	× (※1)	×	○	○	○
	取締役	○※2	× (※1)	○	○	○
	監査役等その他の役員	○	○	<del>○</del>	○	○
	専任の宅地建物取引士	○	○	○	×※3	○
	政令で定める使用人	○	○	○	○	×※3

上記の表における表記について

○；通常どおり、略歴書・身分証明書・登記されていないことの証明書の3点は必要です。

×；略歴書、身分証明書、登記されていないことの証明書の3点は不要です。

※1；免許証に表示されている代表取締役から免許証に表示されていない代表取締役（有限会社の取締役の場合も同じ）に変更となった場合は、本来変更届出は不要ですが、免許証の書換えを希望される場合は、変更届出が必要になります。この場合は略歴書・身分証明書・登記されていないことの証明書の3点は省略可能です。

※2；通常取締役から代表取締役への変更は代表権が付与されるため省略できません。有限会社において、一人取締役から代表取締役への変更のみ省略可です。

※3；本店から支店への異動など同一事業者内で異動する場合のみ略歴書・身分証明書・登記されていないことの証明書の3点は省略可能です。但し、専任の宅地建物取引士だった者が異動とともに、政令で定める使用人になる場合等は通常どおり必要になりますのでご注意ください。

2. 「変更届出」に必要な書類一覧（とじ順）

■ 埼玉県知事免許業者は、**正本1部・副本1部（計2部）**作成のうえ提出してください。

■ 国土交通大臣免許業者は、**正本1部・副本2部（計3部）**作成のうえ提出してください。

No.	必要書類名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	変更内容	商号又は名称★	主たる事務所の移転	従たる事務所の新設	従たる事務所の移転	従たる事務所の廃止	個人免許代表者の改姓改名	法人代表者の改姓改名	法人代表者の交代	法人役員の就任	法人役員の退任	法人役員の改姓改名	専任の宅地建物取引士の就任★	専任の宅地建物取引士の退任★	専任の宅地建物取引士の改姓改名★	政令で定める使用人の就任	政令で定める使用人の退任	政令で定める使用人の改姓改名	HP届出様式集の番号
1	名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-13
2	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	-
3	戸籍抄本	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	略歴書	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	A-7
5	身分証明書〔注1〕	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
6	登記されていないことの証明書〔注2〕	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
7	誓約書	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	A-3
8	事務所付近の案内図〔注3〕	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-10
9	写真台紙（事務所の写真用）	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-11
10	事務所のカラー写真 1) 事務所建物全体 2) 正式商号・名称を掲げてある入口付近 3) 事務所内部（応接・事務部分各々） 4) 業者票（記載内容がわかるもの） 5) 報酬額表（記載内容がわかるもの）	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	事務所を使用する権原に関する書面〔注4〕	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-6
12	事務所使用の権利を証するもの〔注5〕	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	専任の宅地建物取引士設置証明書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	A-4
14	営業保証金供託済届出書及び 営業保証金供託書の写し	-	①	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	弁済業務保証金の供託済証明書の写し及び正会員名簿の写し	-	-	③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-17
16	宅建業者免許証書換え交付申請書	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-12
17	従前の免許証	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

■ **法人の場合のみ必要**です。従たる事務所の新設・移転・廃止の場合は支店登記をしている法人のみ必要です。また、**変更事項の変更年月日（就退任日等）がわかる書面**が必要です（閉鎖謄本を提出していただくこともあります）。加えて組合などで理事が確認できない場合は総会議事録や役員名簿等が必要になります。

★ 宅地建物取引士資格保有者は、登録先の都道府県で従事先・氏名等の変更が必要になります。

① 営業保証金を法務局に**直接供託**している業者で、本店を移転したことによって最寄りの供託所を変更し、**営業保証金の保管換えを行った場合に必要**です。

② 営業保証金を法務局に**直接供託**している業者のみ必要です。

③ **保証協会に加入している業者のみ必要**です。

上記の表にかかる注意事項

**No. 2, 3, 5, 6, 10**については**申請前3か月以内に発行・撮影**されたものをご用意ください。

**国土交通大臣免許業者**の方は、**No. 15, 16, 17**については関東地方整備局へ直接提出。

注1：請求先：本籍地の市区町村役場 次の①～③の**通知を受けていないこと**が証明されているもの。

① 禁治産又は準禁治産の宣告の通知 ② 後見の登記の通知 ③ 破産宣告の通知

**外国籍**の方は身分証明書にかえて住民票（請求先：住所地の市区町村役場）が必要です。

注2：全国の法務局・地方法務局（本局）の 戸籍課の窓口 ※郵送での申請は東京法務局のみ受付。

後見登記等ファイルに**成年被後见人、被保佐人**とする記録がないことが証明されているもの。

注3：住宅地図等でも可。最寄りの公共・交通機関と、距離（○○メートル、徒歩○○分）の表示が必要。

注4：事務所の状況によっては、間取り図・平面図が必要となる場合があります。

注5：不動産の登記簿本・賃貸借契約書・使用承諾書等の写しの提出を求めています。（埼玉県知事免許のみ）

注6：外国籍で外国に住所がある方が役員等に就任する場合は事前にご相談ください。

注7：未成年の方が役員等に就任する場合は、法定代理人による営業許可証明書（埼玉県様式第3号）及び法定代理人と未成年者本人との関係を証する書類（戸籍謄本等）を提出してください。（営業許可証明書の代わりに、法定代理人の略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書でも可）

3. 宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書作成について（記入例等）

1) 第一～四面【法§9、規則§5の3】

〔第1面〕

①届出者欄（電子申請の場合のみ押印不要。）

- 氏名…役職名と氏名を並記してください。  
※ 1人取締役の場合の役職名は「取締役」。代表取締役2名以上の場合は、免許証に表示する1名のみ記載してください。
- 押印する印鑑について（行政書士等による代理申請の場合は省略可。）  
個人：「認印」、「シャチハタ」は可です。但し、「屋号の印」は不可です。  
法人：代表者印
- 電話番号…事務所に設置されている電話の番号を記載してください（固定電話以外は不可）。
- 代理人…業として行う場合は、行政書士、弁護士に限られます。
- 代理人印…行政書士又は弁護士の職印を押印してください。

②届出時の免許番号

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
記入不要	記入不要	11 (5) 935662

- 左の2マス（色塗りの2マス）は、「埼玉県知事免許：11」「国土交通大臣免許：00」を記入し、括弧内は申請時の免許回数（免許証どおり）を記入してください。

③商号又は名称

11	変更年月日	H—25年12月22日
変更後	フリガナ	カフ シキカ イシヤサイタマフト ウサン
	商号又は名称	株式会社埼玉不動産
変更前	フリガナ	ウラワトチュウゲンガイシャ
	商号又は名称	浦和土地有限会社

- 商号又は名称に変更がある場合、免許証書き換え交付申請が必要になります。また、従事している宅地建物取引士も資格登録簿変更登録申請が必要になります。  
※ 濁点等も一字に数えます。

④代表者又は個人に関する事項

12	変更年月日	H—25年12月22日	変更区分	1 1. 就退任 2. 氏名
変更後	役名コード	01	※ 記入不要	宅地建物取引士登録している方のみ記入。左端の2マスには、登録権者の番号を記入。
	登録番号	11-999999		
	フリガナ	ヤマダ コウタロウ		
	氏名	山田 浩太郎		
	生年月日	S—11年01月11日		
変更前	変更年月日	H—25年12月22日		
	役名コード	01	※ 記入不要	宅地建物取引士登録している方のみ記入。左端の2マスには、登録権者の番号を記入。
	登録番号	11-777777		
	フリガナ	ヤマダ ジロウ		
氏名	山田 二郎			
	生年月日	S—22年02月22日		

- 代表者（氏名）に変更がある場合、免許証書き換え交付申請が必要になります。
- 添付書類の省略可否については5ページの「変更届出にかかる特例」を参照してください。
- 変更年月日…履歴事項全部証明等の就退任日等を記載してください。登記日ではありません。
- 氏名…添付書類の身分証明書、履歴事項全部証明等の文字と確認して記入してください。  
※ 身分証明書と履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）が違う場合  
→ 明らかに違う文字であれば登記簿の更正を申請し、再度ご提出ください。  
→ 簡略字と認められる文字であれば可です。  
※ 難しい外字の場合、免許証に印字できないことがあります。その場合は、免許証の字は略字又は手書きになります。
- 生年月日…添付書類の身分証明書で確認してください。
- 登録番号…宅地建物取引士登録のある者は必ず記入してください。
- 役名コードは下記「役員コード表」に従って記入してください（個人業者の場合は空欄）。

「役員コード表」 ※（特例）有限会社にあっても、役名に対応するコードを使用してください。

01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	11	相談役
02	取締役（株式会社）	05	社員（持分会社）	12	顧問
03	監査役（株式会社）	07	理事	13	代表執行役（株式会社）
15	会計参与（株式会社）	08	監事	09	その他
				14	執行役（株式会社）

〔第2面〕

①上段の届出時の免許番号

受付年月日	届出時の免許証番号
記入不要	11 (5) 935662

■ 左の2マス（色塗りの2マス）は、「埼玉県知事免許：11」「国土交通大臣免許：00」を記入し、括弧内は申請時の免許回数（免許証どおり）を記入してください。

②役員に関する事項（法人の場合）

変更区分

21	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日	1	1. 就退任 2. 氏名
変更後	役名コード	0	1											
	登録番号	1	1	—	5	6	7	8	9	0	—	※		
	フリガナ	ヤマダ シロウ												
	氏名	山田 二郎												
	生年月日	S	—	2	2	年	0	2	月	2	2	日	※ 記入不要	

変更前	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日	単に役員等を追加する場合は、 変更前は空欄。			
	役名コード	0	2													
	登録番号	1	1	—	9	9	9	9	9	9	—	※				
	フリガナ	ヤマダ コウタロウ														
	氏名	山田 浩太郎														
	生年月日	S	—	1	1	年	0	1	月	1	1	日	※ 記入不要			

- 添付書類の省略可否については5ページ目の「変更届出にかかる特例」を参照してください。
  - 変更年月日…履歴事項全部証明等の就退任日等を記載してください。登記日ではありません。
  - 氏名…添付書類の身分証明書、履歴事項全部証明等の文字と確認して記入してください。  
※ 身分証明書と履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）が違う場合  
→ 明らかに違う文字であれば登記簿の更正を申請し、再度ご提出ください。  
→ 簡略字と認められる文字であれば可です。
  - 生年月日…添付書類の身分証明書で確認してください。
  - 登録番号…宅地建物取引士登録のある者は必ず記入してください。
  - 役名コードは下記「役員コード表」に従って記入してください（個人業者の場合は空欄）。
- 「役員コード表」 ※（特例）有限会社にあっても、役名に対応するコードを使用してください。

01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	11	相談役
02	取締役（株式会社）	05	社員（持分会社）	12	顧問
03	監査役（株式会社）	07	理事	13	代表執行役（株式会社）
15	会計参与（株式会社）	08	監事	09	その他
				14	執行役（株式会社）



〔第3面〕

①上段の届出時の免許番号・事務所欄

受付年月日	届出時の免許証番号
記入不要	11 (5) 935662

変更前の事務所の名称を記入。

※ 記入不要

30	事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード	
	事務所の名称	浦和営業センター			

- 左の2マス（色塗りの2マス）は、「埼玉県知事免許：11」「国土交通大臣免許：00」を記入し、括弧内は申請時の免許回数（免許証どおり）を記入してください。
- 事務所の別・事務所の名称については、**変更前のものを記入**してください。なお、事務所コードについては記入不要です。
- 変更があった事務所ごとに作成。「〇〇支店」という名称を使う場合は、支店登記が必要です。「〇〇営業所」等の名称の場合は支店登記は不要です。

②事務所に関する事項

変更区分

2	1. 新設・廃止 2. 名称・所在
---	----------------------

31	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日
変更後	事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		※事務所コード							
	事務所の名称	県庁営業センター										
	郵便番号	3	3	0	—	9	3	0	1	県・市・区等該当する箇所に○をつける。		
	市区町村コード	1	1	1	0	7	埼玉 都道府県 <input type="radio"/> さいたま <input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 浦和 <input checked="" type="radio"/> 町村					
	所在地	高砂 3 — 1 5 — 1										
	電話番号	0	4	8	—	8	3	0	—	5	4	9
従事する者の数	4											

変更前	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日
	事務所の名称	浦和営業センター										
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21										

- 所在地欄には上記記入例のように、「高砂」等の町名以下を記入してください。法人業者の場合は原則として商業登記簿の表記に準じてください。なお、「丁目」「番」「号」等については省略し、それぞれ「ハイフン」で区切ってください。
- 本店所在地に変更がある場合、免許証書換え交付申請が必要です。  
※ 同一所在地であっても、事務所の規模縮小・拡大、マンション内の部屋の移動等に関しても変更届が必要です。その場合、変更前と変更後はそれぞれ同じ所在地を入れて、余白部分に「同一所在地内の縮小／拡大／移動」と記載してください。
- 電話番号は、第一面等と照合してください。
- 所在地市区町村コードについては、下記ホームページをご参照ください。なお、ホームページのコードは6桁の数字で表示されていますが、記入に際しては、左から5桁の数字を記入してください。  
地方公共団体コード住所一覧 <https://www.j-lis.go.jp/code-address/jititai-code.html>

③政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

1	1. 就退任 2. 氏名
---	-----------------

32	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日
変更後	登録番号	1	1	—	9	8	7	6	5	4	—	※
	フリガナ	タナカ タロウ										
	氏名	田中 太郎										
	生年月日	S	—	3	3	年	0	3	月	0	3	日

変更前	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日	
	登録番号	1	1	—	9	9	9	9	9	9	—	※	
	フリガナ	ヤマダ コウタロウ											
	氏名	山田 浩太郎											
	生年月日	S	—	1	1	年	0	1	月	1	1	日	※ 記入不要

- 変更があれば変更届出を行ってください。
- ※ 使用人が必要な場合  
代表者が非常勤等の理由で主たる事務所に常勤できない場合の本店、代表者（代表取締役）が常駐していない従たる事務所については必要です。但し、代表者（代表取締役）が従たる事務所に常駐している場合、本来その事務所には使用人は不要ですが、手続き上従たる事務所の使用人欄に、代表者を記入してください。
- ※ 使用人が不要な場合…代表者（代表取締役）が常駐している事務所
- 添付書類の省略可否については5ページの「変更届出にかかる特例」を参照してください。
- 氏名…添付書類の身分証明書、履歴事項全部証明等の文字と確認して記入してください。
- 生年月日…添付書類の身分証明書で確認してください。
- 登録番号…宅地建物取引士登録のある方は必ず記入してください。

〔第4面〕

①上段の届出時の免許番号・事務所欄

受付年月日	届出時の免許証番号
記入不要	11 (5) 935662

変更前の事務所の名称を記入。

※ 記入不要

30	事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード	
	事務所の名称	浦和営業センター			

- 左の2マス（色塗りの2マス）は、「埼玉県知事免許：11」「国土交通大臣免許：00」を記入し、括弧内は申請時の免許回数（免許証どおり）を記入してください。
- 事務所の別・事務所の名称については、**変更前のものを記入**してください。なお、事務所コードについては記入不要です。
- 変更があった事務所ごとに作成。「〇〇支店」という名称を使う場合は、支店登記が必要です。「〇〇営業所」等の名称の場合は支店登記は不要です。

②専任の宅地建物取引士に関する事項

41	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日	変更区分	1	1. 就退任
	登録番号	1	1	—	9	8	7	6	5	4	—	※		2. 氏名	
	フリガナ	タナカ タロウ													
	氏名	田中 太郎													
	生年月日	S	—	3	3	年	0	3	月	0	3	日			

※ 記入不要

	変更年月日	H	—	2	5	年	1	2	月	2	2	日		
	登録番号	1	1	—	9	9	9	9	9	9	—	※		
	フリガナ	ヤマダ コウタロウ												
	氏名	山田 浩太郎												
	生年月日	S	—	1	1	年	0	1	月	1	1	日		

※ 記入不要

- 変更があった事務所ごとに作成してください。
- 添付書類の省略可否については5ページの「変更届出にかかる特例」を参照してください。
- 氏名・住所・本籍・従事先の宅地建物取引士資格の変更手続きをしているか確認してください。
- 3人以上いる場合は、新たに第四面を追加してください。
- 法定人数（従事者5人に1人）を満たしているか確認してください。【法 § 31-3①、規則 § 15-5-3】

2) 添付書類(2) 誓約書【法 § 4②Ⅱ】（電子申請の場合のみ押印不要。）

- 氏名…個人：代表者の氏名、法人：代表者の職名・氏名を記入してください。
- 印…第一面と同じ印を押印してください。
- 代理人氏名…行政書士、弁護士による代理申請の場合は、代理人の職名・氏名を記入してください。
- 代理人の印…行政書士又は弁護士の職印を押印してください。
- ※ 免許を受けようとするものが未成年（法人の場合はその役員も含む）の場合、法定代理人の誓約も必要です。
- 法定代理人が個人：個人の名前、印（認印可）
- 法定代理人が法人：商号又は名称、代表者の職名・氏名、法人代表印

3) 添付書類(3) 専任の宅地建物取引士設置証明書【法 § 4②Ⅲ】（電子申請の場合のみ押印不要。）

- 主たる事務所、従たる事務所について漏れなく記入してください。
- 氏名…個人：代表者の氏名、法人：代表者の職名・氏名を記入してください。
- 印…第一面と同じ印を押印してください。
- 代理人氏名…行政書士、弁護士による代理申請の場合は、代理人の職名・氏名を記入してください。
- 代理人の印…行政書士又は弁護士の職印を押印してください。
- 従事する者の数…第三面と齟齬が生じないようにしてください。

4) 添付書類(6) 略歴書【規則 § 1-2①V】（電子申請の場合は、別途原本の郵送が必要。押印必須。）  
【記入例】

- ① 代表者 4 政令で定める使用人  
2 役員 ⑤ 専任の宅地建物取引士  
3 法人の相談役又は顧問（役職名等について該当する数字に○印をすること）。

住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21 電話番号 048(830)5492		
(フリガナ)氏名	ヤマダ ジロウ 山田 二郎	生年月日	昭和22年2月22日
職名	代表取締役・専任の宅地建物取引士	登録番号	(埼玉) 第7777777号
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和45年1月1日 至 平成元年8月31日	有限会社エステートさいたま 勤務	
	自 平成元年9月1日 至 年 月 日	株式会社 埼玉不動産 代表取締役	
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る。	

- 代表者、役員等（監査役を含む）、政令で定める使用人、専任宅地建物取引士、すべてについて必要です。
- 登録番号欄…宅地建物取引士登録している方は必ず記入してください。
- 電話番号…自宅・携帯電話等の電話番号を記入してください。
- 職名…申請業者における職名を記入してください。
- 職歴…学歴を除き、支障のない範囲で全ての職歴（宅建業以外の職歴も）を記入してください。
- 印…ご本人が押印してください。（行政書士等の代理人が押印する場合は委任状が必要です。）

5) 身分証明書【規則 § 1-2①IのII】

- 代表者、役員等（監査役を含む）、政令で定める使用人、専任宅地建物取引士、すべてについて必要です。
- 後見の登記の通知をうけていないこと、禁治産者、準禁治産者に該当しないこと、破産宣告を受けていないことが証明されているか確認してください。
- 証明者…本籍のある市区町村長。
- 氏名、生年月日、本籍（宅地建物取引士登録がある場合）は、原則として身分証明書にあわせませす。
- 外国籍の方は、住民票【細則 § 3③】を提出してください。

6) 登記されていないことの証明書【規則 § 1-2①I】

- 代表者、役員等（監査役を含む）、政令で定める使用人、専任宅地建物取引士、すべてについて必要です。
- 後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人とする記録がないことが証明されているか確認してください。
- 証明者…法務局登記官（本局のみ。電子申請で発行されたものは不可。）
- 記載内容を間違えた証明書は取り直していただきます。

7) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）【規則 § 1-2①X】

- 商号・名称 … 第一面と照合します。変更があれば変更届出を行ってください。
  - 本店所在地 … 第三面と照合します。変更があれば変更届出を行ってください。
  - 役員 … 第二面と照合します。変更があれば変更届出を行ってください。
  - 発行日 … 3か月以内に発行したものを提出してください。
- ※ 市町村名の変更、所在地表示の変更が登記されていない場合や役員氏名に誤りがある場合は、登記を更正し、再提出していただきます。

8) 事務所の案内図【規則 § 1-2①VI】

もより駅より事務所までの案内図	
① からの時間 からの距離	② 分 m

- 変更が生じた事務所すべてについて必要です。
- 既存の地図のコピーでも可です。余白に時間、距離を記入してください。
- 既存の地図を貼り付けても可です。
- ① もより…駅の他、バス停、公共機関でも可。
- ② 時間・距離…1分80mで換算。

9) 添付書類(5) 事務所を使用する権原に関する書面【法§1-2①Ⅲ】

■ 電子申請の場合のみ押印不要。

【記入例：貸貸借又は使用貸借の場合】

※ 所有者から申請者が賃借する場合です。貸貸借契約書の写しの提出が必要です。なお、**代表者個人名義で借りている場合は転貸借**になります。

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉 太郎	埼玉 太郎	H25. 6. 1	H25. 6. 7 ～ H28. 6. 6	貸貸借 又は 使用貸借	事務所

↑  
免許申請書(第三面)の事務所の名称及び所在地であるか確認してください。

↑  
通常、貸貸借の場合は、所有者と宅建業者の契約相手が同一になります。

↑  
貸貸借契約書に記載されている契約日・契約期間を確認してください。

↑  
契約書において事務所等として使用することが認められている必要があります。マンション等の場合は管理規約上事務所使用が可能か確認してください。

【記入例：転貸借の場合】

※ 所有者から第三者が賃借(代表者個人名義で借りている場合が多い。)し、第三者から申請者が賃借する場合です。**転貸借契約書又は使用承諾書の写しの提出**が必要です。

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉 太郎	山田 二郎	H25. 6. 1	H25. 6. 7 ～ H28. 6. 6	貸貸借 又は 使用貸借 (転貸)	事務所

↑  
免許申請書(第三面)の事務所の名称及び所在地であるか確認してください。

↑  
所有者と契約相手が異なります。契約相手は、転貸借契約又は使用承諾をうける第三者になります。

↑  
転貸借契約書又は使用承諾書に記載されている契約日・契約期間を確認してください。

↑  
転貸契約又は使用承諾において事務所等として使用することが認められている必要があります。マンション等の場合は管理規約上事務所使用が可能か確認してください。

【記入例：自己所有の場合】

※ 宅建業者が自己所有している場合です。**建物の登記簿謄本の提出**が必要です。

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	(株)埼玉不動産 代表取締役 山田 二郎	※	※	※	※	※

↑  
免許申請書(第三面)の事務所の名称及び所在地であるか確認してください。

↑  
宅建業者名と代表者名を確認してください。

※ 記入不要

■ 上記記入例に従って、支店等も含めすべての事務所について記入してください。

■ 事務所名…第三面等と照合します。

■ 所在地…第三面等と照合します。

※ 住居表示を記入してください。また、住居表示と地番が異なる場合は別に登記簿上の地番を、括弧で括り記入してください。複数の筆にまたがっているなど地番が複数ある場合は「○○番地ほか」で可です。

## 21) 事務所の写真【規則 § 1-2①Ⅳ】

- 写真の種類（3か月以内に撮影されたもの。）  
ポラロイド写真は不可です。デジタルカメラの画像はプリント状態が鮮明であれば可です。  
(白黒写真は不可)
- 建物全体の写真  
地面から屋根・屋上まで、概ね全体が把握できるように撮ってください。
- 正式商号を掲げている事務所入口付近
  - ・ 入口が外部に接している場合… 事務所の入口のみで可です。
  - ・ 建物内の一室を使用する場合… 建物の入口と事務室の入口が必要。建物入口に正式商号を掲げられない場合は、集合ポストでも可。また、建物入口から事務室までの道が分かるように撮影してください。

### 《事前に確認していただきたい事項》

- 入口に商号又は名称の表示があるか。
- 建物内の一室を使用している場合、事務室入口にも商号又は名称の表示があるか。  
※従たる事務所については、事務所の名称も必ず入れてください。
- 看板等にある電話番号の表記が正しいか。

### 業者票(記載内容が全て確認できるもの)

### 《事前に確認していただきたい事項》

- 見やすい場所に掲示してあるか否か。…見やすい場所に掲示してください。
- 記載内容の確認
  - 様式の確認…違う場合は再提出していただきます。
  - 免許証番号
    - ・ 免許権者…知事、大臣が併記されている場合はいずれかを選択する。
    - ・ ( ) 番号…古い番号の場合は、正しい番号に修正する。
  - 有効期間  
申請時点の有効期間になっていない場合は、修正し、再提出していただきます。
  - 商号又は名称 (変更後の商号又は名称)  
誤りがある場合は、修正し、再提出していただきます。(支店名の記載は削除。)
  - 代表者氏名 (変更後の代表者氏名)  
複数代表取締役がいる場合は、免許証に記載されている方みの表示でも可です。
  - 専任の宅地建物取引士 (変更後の専任の宅地建物取引士氏名)  
全員の氏名が書かれていない場合は修正し、再提出していただきます。
  - 主たる事務所所在地 (移転後の所在地)
    - ・ 電話番号の記載がない場合は、記載してください。
    - ・ 従たる事務所の所在地が書かれている場合や現在の所在地と異なる場合は、修正し、再提出していただきます。

### 報酬額表(記載内容が確認できるもの)

### 《事前に確認していただきたい事項》

- 見やすい場所に掲示してあるか否か。…見やすい場所に掲示してください。
- 消費税総額表示に伴う、新しい報酬額表か否か。(平成26年4月1日改正)  
古い報酬額表の場合は、新しい報酬額表(消費税総額表示になっているもの)を掲示し、再提出してください。

- 事務室内部  
事務机、応接セット、電話等で事務や営業活動を行う拠点として社会通念上必要とされる程度の設備を有しているか否かを確認してください。また事務室全体の様子が分かるように複数枚撮影してください。

## 22) その他の添付書類

- 供託書のコピー  
直接供託業者は必ず提出してください。届出済内容と照合し、未届であれば営業保証金供託済届出書を提出していただきます。
- 平面図  
居宅内に事務所がある場合や同一フロアに別法人・事業者がいる場合等事務所の形態によってはフロア全体の平面図などを求める場合があります。
- 委任状…代理人が申請する場合に必要です。  
なお、略歴書についても委任を受ける場合は、個人からの委任状も必要です。

## 12) 「免許権者・登録権者」「役員」のコード一覧

### ■ 「免許権者・登録権者コード」

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事	平成27年3月1日現在	
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

### ■ 「役員コード」※ (特例) 有限会社にあっても、役名に対応するコードを使用してください。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	11	相談役		
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	12	顧問		
03	監査役 (株式会社)	07	理事	13	代表執行役 (株式会社)		
15	会計参与 (株式会社)	08	監事	09	その他	14	執行役 (株式会社)

13) 「埼玉県の市区町村コード」「東京都の市区町村コード」の一覧

■「埼玉県の市区町村コード」

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
	<b>さいたま市</b>	11214	春日部市	11238	蓮田市	11363	長瀨町
11101	さいたま市西区	11215	狭山市	11239	坂戸市	11365	小鹿野町
11102	さいたま市北区	11216	羽生市	11240	幸手市	11369	東秩父村
11103	さいたま市大宮区	11217	鴻巣市	11241	鶴ヶ島市	11381	美里町
11104	さいたま市見沼区	11218	深谷市	11242	日高市	11383	神川町
11105	さいたま市中央区	11219	上尾市	11243	吉川市	11385	上里町
11106	さいたま市桜区	11221	草加市	11245	ふじみ野市	11408	寄居町
11107	さいたま市浦和区	11222	越谷市	11246	白岡市	11442	宮代町
11108	さいたま市南区	11223	蕨市	11301	伊奈町	11464	杉戸町
11109	さいたま市緑区	11224	戸田市	11324	三芳町	11465	松伏町
11110	さいたま市岩槻区	11225	入間市	11326	毛呂山町	平成27年3月1日現在	
11201	川越市	11227	朝霞市	11327	越生町		
11202	熊谷市	11228	志木市	11341	滑川町		
11203	川口市	11229	和光市	11342	嵐山町		
11206	行田市	11230	新座市	11343	小川町		
11207	秩父市	11231	桶川市	11346	川島町		
11208	所沢市	11232	久喜市	11347	吉見町		
11209	飯能市	11233	北本市	11348	鳩山町		
11210	加須市	11234	八潮市	11349	ときがわ町		
11211	本庄市	11235	富士見市	11361	横瀬町		
11212	東松山市	11237	三郷市	11362	皆野町		

■「東京都の市区町村コード」

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
13101	千代田区	13117	北区	13210	小金井市	13229	西東京市
13102	中央区	13118	荒川区	13211	小平市	13303	瑞穂町
13103	港区	13119	板橋区	13212	日野市	13305	日の出町
13104	新宿区	13120	練馬区	13213	東村山市	13307	檜原村
13105	文京区	13121	足立区	13214	国分寺市	13308	奥多摩町
13106	台東区	13122	葛飾区	13215	国立市	13361	大島町
13107	墨田区	13123	江戸川区	13218	福生市	13362	利島村
13108	江東区	13201	八王子市	13219	狛江市	13363	新島村
13109	品川区	13202	立川市	13220	東大和市	13364	神津島村
13110	目黒区	13203	武蔵野市	13221	清瀬市	13381	三宅村
13111	大田区	13204	三鷹市	13222	東久留米市	13382	御蔵島村
13112	世田谷区	13205	青梅市	13223	武蔵村山市	13401	八丈町
13113	渋谷区	13206	府中市	13224	多摩市	13402	青ヶ島村
13114	中野区	13207	昭島市	13225	稲城市	13421	小笠原村
13115	杉並区	13208	調布市	13227	羽村市	平成27年3月1日現在	
13116	豊島区	13209	町田市	13228	あきる野市		

※ これ以外の他県の市区町村コードは、  
<https://www.j-lis.go.jp/code-address/jititai-code.html>  
 をご覧になるか、又は建築安全課にお問い合わせください。

#### 4. 電子申請（ID/PW方式）の対応

埼玉県では、平成19年5月1日より埼玉県知事免許業者の変更届出を電子申請(ID/PW方式) で受け付けています。通常の申請と異なりますのでご注意ください。

##### ■ 通常の申請と異なる点

- 1) **電子申請に添付するWordファイルには押印が不要**になります。  
ただし、**略歴書は、各人が必ず押印して**いただいたうえで別途郵送していただきます。
- 2) 履歴事項全部証明、身分証明書、登記されていないことの証明書等の、**公的証明書は必ず別途郵送**してください。(他にも郵送が必要な書類があります。)

##### ■ 電子申請の手順

###### 手順1. 申請書の作成

各々の申請案内HPから、必要な申請書等のWordファイルをダウンロード保存し、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。(手順2の際に添付します。)

###### 手順2. 申請書等の添付及び電子申請(仮登録・本登録)

各電子申請のページ(各々の申請案内HPの末尾にリンクが設定されています。)で、画面右下の「申請・届出」をクリックしてください。

「**基本情報入力欄**」ページ……申請者情報等必要事項を入力してください。

「**添付書類**」ページ……「添付ファイル」のボタンをクリックした後、下部に表示されたウインドウの「追加」をクリックして添付するファイルに**手順1で作成したWordファイル**を添付してください。

**注: 別途郵送を必要とする書類等がある場合は、手順3を必ず行ってください。**

入力内容・添付書類を確認し、間違いがなければ右下の「入力内容確認」をクリックして**仮登録申請**を行ってください。**仮登録申請完了後**、「基本情報入力欄」ページで入力したメールアドレスに確認メールが届きますので、案内に従って**本登録**を行ってください。

###### 手順3. 必要書類の送付

本登録完了後、別途郵送が必要な書類等を、**整理番号を付した封筒**に以下の必要書類を入れて下記の送付先に郵送してください。

なお、別途郵送が必要な書類等をスキャナーで読み込んで添付された方については、別送書類が到達する前に審査を開始しますが、**必ず必要書類を郵送**してください。

【送付先】 埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-830-5492
---

###### 手順4. 審査及び補正指示等

手順3の書類が届き次第審査を開始します。

審査途中で不足書類等補正の必要が生じたときには電子申請システム上で**補正要求**を行います。申請の際に「基本情報入力欄」ページで入力したメールアドレスの受信チェックを適度に行い、補正要求があった場合には指示に従って補正を行ってください。

###### 手順5. 完了の確認

補正が終了し手続きが完了したらその旨をメールで送ります。また別送書類郵送時に返信用封筒を添えていただければ、埼玉県の受付印を押印した控えを返信します(ご希望の場合のみ)。